

# 山梨県公報

号外第五十二号

平成二十一年

七月二十二日

水曜日

## 目次

### 人事委員会

- 一 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………
- 三 行政手続法の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則……………

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年七月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第六条の二を削る。

第十五条から第十九条までを次のように改める。

(退職手当支給制限処分書)

**第十五条** 条例第十二条第二項(条例第十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した退職手当支給制限処分書によつてしなければならない。

- 一 条例第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定による処分(以下「支給制限処分」という。)を行う条例第十一条第二号の退職手当管理機関(以下「退職手当管理機関」という。)の名称
- 二 支給制限処分を受けるべき者の氏名
- 三 支給制限処分の通知年月日

四 支給制限処分により支払われないこととする金額、当該処分前の条例第五条の第二項に規定する一般の退職手当等(以下「一般の退職手当等」という。)の額及び当該処分後に支払われる一般の退職手当等の額

五 退職をした者の、氏名、採用年月日、退職年月日及び勤続期間(条例第七条第一項に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)並びに退職時の勤務公署、職名及び給料月額

六 支給制限処分の理由又は条例第十一条に規定する懲戒免職等処分(以下「懲戒免職等処分」という。)を受けるべき行為をしたと認められた理由及び条例第十二条第一項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明

(退職手当支払差止処分書)

**第十六条** 条例第十三条第十項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した退職手当支払差止処分書によつてしなければならない。

一 条例第十三条第一項から第三項までの規定による処分(以下「支払差止処分」という。)を行う退職手当管理機関の名称

二 支払差止処分を受けるべき者の氏名

三 支払差止処分の通知年月日

四 退職をした者の、氏名、採用年月日、退職年月日及び勤続期間並びに退職時の勤務公署、職名及び給料月額

五 支払差止処分の理由、公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由及び思料される犯罪に係る罰条又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由

六 支払差止処分が取り消される場合

(退職手当返納命令書)

**第十七条** 条例第十五条第六項又は第十六条第二項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した退職手当返納命令書によつてしなければならない。

一 条例第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による処分(以下「返納命令」という。)を行う退職手当管理機関の名称

二 返納命令を受けるべき者の氏名

三 返納命令の通知年月日

四 返納命令により返納を命ずる金額、既に支払われた一般の退職手当等の額及び条例第十五条第一項又は第十六条第一項の規定により控除される失業者退職手当額

五 退職をした者の氏名

六 返納命令の理由又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由及び条

例第十二条第一項に規定する事情のほか返納命令を受けなければならない者の生計の状況に關し勘案した内容についての説明

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書)

**第十八条** 条例第十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書によつてしなければならない。

- 一 条例第十七条第一項の規定による処分を行う退職手当管理機関の名称
- 二 条例第十七条第一項の規定による処分を受けるべき者の氏名
- 三 条例第十七条第一項の規定による処分の通知年月日
- 四 退職をした者の氏名及び退職手当の受給者の氏名
- 五 既に支払われた一般の退職手当等の額及び条例第十七条第一項の規定により控除される失業者退職手当額
- 六 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由(退職手当相当額納付命令書)

**第十九条** 条例第十七条第七項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した退職手当相当額納付命令書によつてしなければならない。

- 一 条例第十七条第一項から第五項までの規定による処分(以下「納付命令」という。)を行う退職手当管理機関の名称
- 二 納付命令を受けるべき者の氏名
- 三 納付命令の通知年月日
- 四 納付命令により納付を命ずる金額、既に支払われた一般の退職手当等の額及び条例第十七条第一項から第五項までの規定により控除される失業者退職手当額
- 五 退職をした者の氏名及び退職手当の受給者の氏名
- 六 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由又は納付命令の理由並びに条例第十二条第一項及び第十七条第六項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**

**山梨県人事委員会規則第二十三号**

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県人事委員会  
委員 長 渡 邊 貢

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
山梨県人事委員会事務局組織規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十四号を第三十五号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に關すること。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第二十四号**

行政手続法の規定に基づく聴聞及び弁明の機會の付与に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県人事委員会

委員 長 渡 邊 貢

行政手続法の規定に基づく聴聞及び弁明の機會の付与に關する規則の一部を改正する規則

行政手続法の規定に基づく聴聞及び弁明の機會の付与に關する規則(平成六年山梨県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県人事委員会聴聞及び弁明の機會の付与に關する規則

第一条第一項中「の規定」を「及び山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号。以下「条例」という。)の規定」に改める。

第二条の見出し中「聴聞の通知並びに」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「人事委員会が前項の通知(法第十五条第三項後段の規定により到達したものとみなされる通知を含む。)をした場合において、法第十六条第一項の当事者」を「法第十六条第一項又は条例第十六条第一項の当事者」に、「人事委員会に聴聞」を「人事委員会に対し、法第十五条第一項第三号又は条例第十五条第一項第三号の聴聞」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「の聴聞」を「又は条例第十五条第一項第三号の聴聞」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「の参加人」を「又は条例第十七条第二項の参加人」に、「同条第一項」を「法第十七条第一項若しくは条例第十七条第一項」に、「同項」を「法第十七条第一項若しくは条例第十七条第一項」に改め、同項を同条

第三項と）、同条第五項中「の主宰者」を「又は条例第十七条第一項の主宰者」に改め、「含む。」の下に「若しくは条例第二十二條第二項本文（条例第二十五條において準用する場合を含む。）を、第二十二條第二項ただし書」の下に「若しくは条例第二十二條第二項ただし書」を加え、「中、第十五條第一項」とあり、第三項中を「及び第二項中」に改め、「第二項中、第十五條第三項後段」とあるのは「第二十二條第三項において準用する法第十五條第三項後段」とを削り、同項を同条第四項とする。

第三條第一項中「含む。」の下に「又は条例第十六條第三項（条例第十七條第三項及び条例第二十九條において準用する場合を含む。）を加え、同條第二項中「含む。」の下に「又は条例第十六條第四項（条例第十七條第三項及び条例第二十九條において準用する場合を含む。）を加える。」

第四條第一項中「の規定」を「又は条例第十七條第一項の規定」に、「七、日」を「四、日」に改め、同條第二項中「の規定」を「又は条例第十七條第一項の規定」に改める。

第五條第一項中「の規定」を「又は条例第十八條第一項の規定」に、「同條第二項」を「法第十八條第二項又は条例第十八條第二項」に改め、同條第二項中「の規定」を「又は条例第十八條第一項の規定」に、「同條第二項」を「法第十八條第二項又は条例第十八條第二項」に改め、同條第三項中「第十八條第二項」の下に「又は条例第十八條第二項」を、「第十八條第一項」の下に「又は条例第二十二條第一項」を加える。

第六條第一項中「第十九條第一項」の下に「又は条例第十九條第一項」を、「第十五條第一項」の下に「又は条例第十五條第一項」を加え、同條第二項中「いづれか」の下に「又は条例第十九條第二項各号のいづれか」を加える。

第七條第一項中「第二十二條第三項」の下に「又は条例第二十二條第三項」を加え、「七、日」を「四、日」に改め、同條第二項中「第二十二條第三項」の下に「又は条例第二十二條第三項」を加える。

第九條第二項中「又は法第二十條第六項の規定」を「法第二十條第六項又は条例第二十二條第六項の規定」に改める。

第十條第一項中「の調書」を「又は条例第二十四條第一項の調書」に改め、同條第三項中「第二十四條第三項」の下に「又は条例第二十四條第三項」を加え、同項第二号中「第十八條第一項」の下に「又は条例第十八條第一項」を加える。

第十一條第一項中「の規定」を「又は条例第二十四條第四項の規定」に改め、同條第二項中「の規定」を「又は条例第二十四條第四項の規定」に、「同條第一項」を「法第二十四條第一項若しくは条例第二十四條第一項」に、「同條第三項」を「法第二十四條第三項若しくは条例第二十四條第三項」に改める。

第六号様在中「行政手続法の規定に基づき聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」  
 第七号様在中「行政手続法 第16条第1項（同法第31条において準用する同法第16条第1項）  
 行政手続法 第17条第2項  
 山梨県行政手続条例第16条第1項（同法第29条において準用する同法第16条第1項）・第17条第2項  
 同法第16条第1項・第17条第2項  
 同法第16条第1項・第17条第2項」  
 第六号様在中「行政手続法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する同法第16条第4項）  
 同法第31条において準用する同法第16条第4項」  
 第七号様在中「行政手続法第17条第1項」  
 山梨県行政手続条例第17条第1項」  
 第五号様在中「行政手続法第18条第1項」  
 行政手続法第18条第1項  
 山梨県行政手続条例第18条第1項」  
 第六号様在中「行政手続法第20条第3項」  
 行政手続法第20条第3項  
 山梨県行政手続条例第20条第3項」  
 第七号様在中「行政手続法第24条第4項」  
 行政手続法第24条第4項  
 山梨県行政手続条例第24条第4項」  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行す。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番